

参考資料

平成 30 年第 3 回市議会（定例会）
議案（条例関係） 新旧対照表

堺 市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その9)

| | | |
|-----------|---|----|
| 議案第 99 号 | 堺市職員及び組織の活性化に関する条例等の一部を改正する条例 | 1 |
| 議案第 101 号 | 堺市重度障害者医療費助成条例の一部を改正する条例 | 9 |
| 議案第 102 号 | 堺市ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例 | 11 |
| 議案第 103 号 | 堺市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 | 13 |
| 議案第 105 号 | 堺市手数料条例の一部を改正する条例 | 15 |
| 議案第 106 号 | 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 | 17 |
| 議案第 107 号 | 堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例 の一部を改正する条例 | 19 |
| 議案第 108 号 | 堺市監査委員条例の一部を改正する条例 | 21 |

<議案第 99 号 堺市職員及び組織の活性化に関する条例等の一部を改正する条例>

堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|--|
| <p>（評価結果の活用）</p> <p>第15条 任命権者は、人事評価の結果を人事管理の基礎資料として活用するものとする。</p> <p>2 任命権者は、人事評価の結果を<u>勤勉手当</u>に適正に反映するものとする。</p> <p>（懲戒処分の公表）</p> <p>第29条 任命権者は、懲戒処分を行った場合は、公表することが適切でないと認められる場合を除き、速やかに公表するものとする。</p> <p>2 前項の公表について必要な事項は、任命権者が定める。</p> <p>（堺市職員懲戒等審査会）</p> <p>第30条 職員（教職員を除く。次項において同じ。）の分限及び懲戒処分についての公正を期するため、市長の附属機関として、堺市職員懲戒等審査会（以下この条において「審査会」という。）を置く。</p> <p>2 審査会は、次に掲げる事項について審査する。</p> <p>（1）第26条第1項の<u>規定による</u>職員の分限に係る処分に関する事項</p> <p>（2）職員の懲戒処分に関する事項</p> <p>3～7 略</p> | <p>（評価結果の活用）</p> <p>第15条 任命権者は、人事評価の結果を人事管理の基礎資料として活用するものとする。</p> <p>2 任命権者は、人事評価の結果を<u>給与</u>に適正に反映するものとする。</p> <p>（懲戒処分の公表）</p> <p>第29条 任命権者は、懲戒処分を行った場合は、公表することが適切でないと認められる場合を除き、速やかに公表するものとする。</p> <p>2 前項の<u>規定による</u>公表について必要な事項は、任命権者が定める。</p> <p>（堺市職員懲戒等審査会）</p> <p>第30条 職員（教職員を除く。次項において同じ。）の分限及び懲戒処分についての公正を期するため、市長の附属機関として、堺市職員懲戒等審査会（以下この条において「審査会」という。）を置く。</p> <p>2 審査会は、次に掲げる事項について審査する。</p> <p>（1）第26条第1項に<u>規定する</u>職員の分限に係る処分に関する事項</p> <p>（2）職員の懲戒処分に関する事項</p> <p>3～7 略</p> |

堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|---|
| <p>（給料の支給期日）</p> <p>第8条 給料は、毎月20日（この項において「支給定日」という。）にその月額的全額を支給する。ただし、支給定日が規則で定める日に当たる場合は、規則で定める日に支給する。</p> <p>2 略</p> <p>（休職者の給与）</p> <p>第12条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下別表第6において同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。</p> <p>2～6 略</p> <p>（復職時等における号給の調整等）</p> <p>第13条 法第28条第2項各号若しくは堺市職員の分限に関する条例第4条各号に掲げる事由に該当して休職にされ、若しくは法第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年条例第20号）第2条第1項若し</p> | <p>（給料の支給期日）</p> <p>第8条 給料は、毎月20日（以下この項において「支給定日」という。）にその月額的全額を支給する。ただし、支給定日が規則で定める日に当たる場合は、規則で定める日に支給する。</p> <p>2 略</p> <p>（休職者の給与）</p> <p>第12条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。別表第6において同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。</p> <p>2～6 略</p> <p>（復職時等における号給の調整等）</p> <p>第13条 法第28条第2項各号若しくは堺市職員の分限に関する条例第4条各号に掲げる事由に該当して休職にされ、若しくは法第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年条例第20号）第2条第1項若し</p> |

くは堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第28号）第2条第1項の規定により派遣された職員が職務に復帰し、又は勤務時間条例第10条第1項の病気休暇若しくは勤務時間条例第12条第1項の介護休暇を取得し、若しくは結核性疾患のため療養を命ぜられた職員が再び勤務するに至った場合には、休職の期間、専従許可の有効期間、派遣の期間、休暇の期間又は療養の期間を別表第6に定めるところにより換算して得た期間（以下「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、調整期間に応じ、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（期末手当）

第23条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（別表第1行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの（第24条において「管理職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合に

くは堺市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第28号）第2条第1項の規定により派遣された職員が職務に復帰し、又は勤務時間条例第10条第1項の病気休暇若しくは勤務時間条例第12条第1項の介護休暇を取得し、若しくは結核性疾患のため療養を命ぜられた職員が再び勤務するに至った場合には、休職の期間、専従許可の有効期間、派遣の期間、休暇の期間又は療養の期間を別表第6に定めるところにより換算して得た期間（以下「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、調整期間に応じ、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下この条において「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（期末手当）

第23条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（別表第1行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの（以下「管理職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては10

においては100分の117.5を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち、当該退職若しくは失職又は死亡の際第12条第3項、第4項又は第6項に規定する休職の期間中にあった者については、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3～6 略

附 則

1～33 略

0分の117.5を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員のうち、当該退職若しくは失職又は死亡の際第12条第3項、第4項又は第6項に規定する休職の期間中にあった者については、本文の規定により算出した額に当該各項に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3～6 略

附 則

1～33 略

(管理職員の昇給に関する特例)

34 管理職員に係る第6条の規定の適用については、当分の間、同条第3項中「勤務成績」とあるのは「勤務の状況及び同日前の市長が定める期間に係るその者の人事評価の結果(次項及び第5項においてこれらを「勤務成績」という。)」と、同条第4項中「同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した」とあるのは「勤務成績が良好である」と、同条第5項中「前2項」とあるのは「前項」と、

「職員については」とあるのは「職員の昇給については」と、「当該年度の末日以後において昇給させることができない」とあるのは「その者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、規則で定める基準に従い決定するものとする」とする。

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|---|
| <p>（期末手当）</p> <p>第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。以下この条において「基準日前退職職員等」という。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合にあっては100分の122.5を、12月に支給する場合にあっては100分の137.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの（次条第2項第1号において「管理職員」という。）については、6月に支給する場合にあっては100分の102.5を、12月に支給する場合にあっては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前退職職員等のうち、その退職、失職又は死亡の際に第8条第2項においてその例によることとされる職員給与条例第12条第3項、第4項又は第6項に規定する休職の期間中にあった者については、本文の規定により算出した額に当該各項に規定</p> | <p>（期末手当）</p> <p>第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。以下この条において「基準日前退職職員等」という。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合にあっては100分の122.5を、12月に支給する場合にあっては100分の137.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの（以下「管理職員」という。）については、6月に支給する場合にあっては100分の102.5を、12月に支給する場合にあっては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、基準日前退職職員等のうち、その退職、失職又は死亡の際に第8条第2項においてその例によることとされる職員給与条例第12条第3項、第4項又は第6項に規定する休職の期間中にあった者については、本文の規定により算出した額に当該各項に規定する支給割合を乗じて</p> |

する支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3～7 略

附 則

(施行期日)

1～5 略

得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3～7 略

附 則

(施行期日)

1～5 略

(管理職員等の昇給に関する特例)

6 管理職員及び教育職員(特定教育職員を除く。)に係る第5条の規定の適用については、当分の間、同条第4項中「勤務成績」とあるのは「勤務の状況及びその者の同日前における直近の人事評価の結果(次項及び第6項においてこれらを「勤務成績」という。)」と、同条第5項中「同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した」とあるのは「勤務成績が良好である」と、同条第6項中「前2項」とあるのは「前項」と、「職員については」とあるのは「職員の昇給については」と、「当該年度の末日以後において昇給させることができない」とあるのは「その者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。」とする。

<議案第 101 号 堺市重度障害者医療費助成条例の一部を改正する条例>

堺市重度障害者医療費助成条例（昭和 48 年条例第 54 号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|---|
| <p>（所得制限）</p> <p>第 2 条の 2 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する<u>控除対象配偶者</u>若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね 2 分の 1 以上である損害を受けた者については、当該損害を受けた月から翌年の 10 月 31 日までの間は、同項の規定を適用しない。</p> <p>3～4 （略）</p> | <p>（所得制限）</p> <p>第 2 条の 2 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する<u>同一生計配偶者</u>若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね 2 分の 1 以上である損害を受けた者については、当該損害を受けた月から翌年の 10 月 31 日までの間は、同項の規定を適用しない。</p> <p>3～4 （略）</p> |

<議案第 102 号 堺市ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例>

堺市ひとり親家庭医療費助成条例（昭和 55 年条例第 15 号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p>（所得の制限）</p> <p>第 2 条の 2 （略）</p> <p>(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（毎年 1 月から 6 月までの間に新たに適用を受けることになる者にあつては、前々年の所得。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 33 号に規定する控除対象配偶者及び同項第 34 号に規定する扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の 1 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。</p> <p>(2) （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（申請）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2 市長は、前項の申請に基づいて審査し、申請者がひとり親家庭医療費の助成を受けることができる者であると認めるときは、その者に規則で定める医療証を交付するものとする。</p> | <p>（所得の制限）</p> <p>第 2 条の 2 （略）</p> <p>(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（毎年 1 月から 6 月までの間に新たに適用を受けることになる者にあつては、前々年の所得。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 33 号に規定する同一生計配偶者及び同項第 34 号に規定する扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の 1 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。</p> <p>(2) （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（申請）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2 市長は、前項の<u>規定による</u>申請に基づいて審査し、申請者がひとり親家庭医療費の助成を受けることができる者であると認めるときは、その者に規則で定める医療証を交付するものとする。</p> |

(助成の適用)

第5条 (略)

2 申請者が、災害その他やむを得ない理由により前条第1項の規定による申請をすることができなかった場合において、その理由がやんだ後15日以内にこの申請をしたときは、ひとり親家庭医療費の助成は、前項の規定にかかわらず、その理由により申請をすることができなかった日の属する月の初日から開始する。

(助成の適用)

第5条 (略)

2 申請者が、災害その他やむを得ない理由により前条第1項の規定による申請をすることができなかった場合において、その理由がやんだ後15日以内にこの申請をしたときは、ひとり親家庭医療費の助成は、前項の規定にかかわらず、その理由により申請をすることができなかった日から開始する。

<議案第 103 号 堺市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例>

堺市子ども医療費助成条例（平成 5 年条例第 2 2 号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「子ども」とは、<u>15 歳未満の者及び 15 歳に達した日からその日以後における最初の 3 月 31 日までの間にある者</u>をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第 5 条 医療費の助成は、前条第 1 項の規定による助成の額に相当する金額を市長が同項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 6 3 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第 8 8 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者（以下これらを「医療機関」という。）に支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、助成額を対象者の保護者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。</p> <p>(申請)</p> <p>第 6 条 医療費の助成を受けようとする対象者の保護者は、規則で定める</p> | <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において「子ども」とは、<u>18 歳未満の者及び 18 歳に達した日からその日以後における最初の 3 月 31 日までの間にある者</u>をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第 5 条 医療費の助成は、前条第 1 項の規定による助成の額に相当する金額を市長が同項の規定による助成を取り扱う健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 6 3 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第 8 8 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者（以下これらを「医療機関」という。）に支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、助成額を対象者の保護者<u>（当該対象者が婚姻により成年に達したものとみなされる者（以下「成年擬制対象者」という。）である場合については、当該対象者。次条において同じ。）</u>に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。</p> <p>(申請)</p> <p>第 6 条 医療費の助成を受けようとする対象者の保護者は、規則で定める</p> |

ところにより市長に申請して医療証の交付を受けなければならない。ただし、前条第1項ただし書の規定により助成を受けようとする場合は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(届出義務)

第11条 受給者の保護者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったとき。
- (2) 受給者が死亡したとき。

(事実の調査)

第13条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者の保護者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

ところにより市長に申請して医療証の交付を受けなければならない。ただし、前条ただし書の規定により助成を受けようとする場合は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(届出義務)

第11条 受給者の保護者(当該受給者が成年擬制対象者である場合については、当該受給者。第14条及び第15条において同じ。)は、住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 受給者が死亡したときは、当該受給者の保護者(当該受給者が成年擬制対象者である場合については、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による死亡の届出義務者)は、速やかに市長に届け出なければならない。

(事実の調査)

第13条 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者の保護者(当該適用を受けようとする者が成年擬制対象者である場合については、当該適用を受けようとする者)に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

<議案第 105 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例>

堺市手数料条例(平成12年条例第11号)新旧対照表

| 現行 | 改正後(案) |
|--|---|
| <p>(建築基準法関係手数料)</p> <p>第33条 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この条において「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下この条において「政令」という。)又は堺市建築基準法施行条例(平成12年条例第33号。以下この条において「条例」という。)に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請又は通知をする者から徴収する。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(13) 法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の特例建築許可申請手数料 1件 33,000円</u></p> <p><u>(14) ~ (45) (略)</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(46) ~ (59) (略)</u></p> | <p>(建築基準法関係手数料)</p> <p>第33条 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この条において「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下この条において「政令」という。)又は堺市建築基準法施行条例(平成12年条例第33号。以下この条において「条例」という。)に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請又は通知をする者から徴収する。</p> <p><u>(13) 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の特例認定申請手数料 1件 27,000円</u></p> <p><u>(14) 法第43条第2項第2号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の特例許可申請手数料 1件 33,000円</u></p> <p><u>(15) ~ (46) (略)</u></p> <p><u>(47) 法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築許可申請手数料 1件 160,000円</u></p> <p><u>(48) ~ (61) (略)</u></p> |

<議案第 106 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例>

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成 25 年条例第 4 号）新旧対照表

| 現行 | | | | 改正後（案） | | | |
|-------------------------|---|--------|-------|-------------------------|---|--------|-------|
| 別表（第 2 条、第 3 条、第 4 条関係） | | | | 別表（第 2 条、第 3 条、第 4 条関係） | | | |
| 2 教育委員会の附属機関 | | | | 2 教育委員会の附属機関 | | | |
| 附属機関 | 担当事務 | 委員の定数 | 委員の任期 | 附属機関 | 担当事務 | 委員の定数 | 委員の任期 |
| 略 | | | | 略 | | | |
| 堺市就学支援委員会 | 障害のある就学予定者、児童及び生徒の適正な就学及びその就学後の適応状況についての調査、研究及び審議に関する事務 | 15 人以内 | 2 年 | 堺市就学支援委員会 | 障害のある就学予定者、児童及び生徒の適正な就学及びその就学後の適応状況についての調査、研究及び審議に関する事務 | 15 人以内 | 2 年 |
| 略 | | | | 略 | | | |
| | | | | 堺市立学校園性暴力防止対策等推進委員会 | 堺市立学校園に在籍する幼児、児童及び生徒に対する性暴力の防止のための対策等についての審議に関する事務 | 7 人以内 | 2 年 |
| 略 | | | | 略 | | | |

<議案第 107 号 堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例>

堺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成20年条例第14号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|--|
| <p><u>堺市長</u>の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条第11項の規定に基づき、<u>市長</u>の選挙における法第142条第1項第5号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成の公営について必要な事項を定める。</p> <p>（選挙運動用ビラの作成の公営）</p> <p>第2条 <u>市長</u>の選挙においては、候補者は、第5条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により本市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）</p> <p>第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、堺市選挙管理委員会（以下「<u>委員会</u>」という。）の定めるところによ</p> | <p><u>堺市議会議員及び堺市長</u>の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条第11項の規定に基づき、<u>市議会議員（以下「議員」という。）及び市長</u>の選挙における法第142条第1項第5号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成の公営について必要な事項を定める。</p> <p>（選挙運動用ビラの作成の公営）</p> <p>第2条 <u>議員及び市長</u>の選挙においては、候補者は、第5条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により本市に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>（選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出）</p> <p>第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、堺市選挙管理委員会（以下「<u>市委員会</u>」という。）の定めるところに</p> |

り、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第4条 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第5号に定める範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に支払う。

(1)・(2) (略)

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

より、その旨を、議員の選挙にあつては当該選挙区の選挙管理委員会を經由して市委員会に、市長の選挙にあつては市委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第4条 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第5号に定める範囲内のものであることにつき、市委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に支払う。

(1)・(2) (略)

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市委員会が定める。

<議案第 108 号 堺市監査委員条例の一部を改正する条例>

堺市監査委員条例（昭和39年条例第6号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p>○堺市監査委員条例</p> <p style="text-align: right;">昭和39年3月30日 条例第6号</p> <p style="text-align: center;">改正 平成 7年12月26日条例第41号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、本市の監査委員について必要な事項を定める。</p> <p style="text-align: center;">（平7条例41・追加）</p> <p>（議員のうちから選任する監査委員の数）</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。） 第196条第1項_____の規定により議員のうちから選任する監査委員の数は、2人とする。</p> <p style="text-align: center;">（平7条例41・旧第1条一改・繰下）</p> <p>（常勤の監査委員）</p> <p>第3条 <u>法第196条</u> <u>第5項</u>の規定により識見を有する者のうちから選任する常勤の監査委員の数は、1人とする。</p> <p style="text-align: center;">（平7条例41・追加）</p> | <p>○堺市監査委員条例</p> <p style="text-align: right;">昭和39年3月30日 条例第6号</p> <p style="text-align: center;">改正 平成 7年12月26日条例第41号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、本市の監査委員について必要な事項を定める。</p> <p style="text-align: center;">（平7条例41・追加）</p> <p>（議員のうちから選任する監査委員の数）</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。） 第196条第1項<u>及び第6項</u>の規定により議員のうちから選任する監査委員の数は、2人とする。</p> <p style="text-align: center;">（平7条例41・旧第1条一改・繰下）</p> <p>（常勤の監査委員）</p> <p>第3条 <u>法第196条第1項本文及び第5項</u>の規定により識見を有する者のうちから選任する常勤の監査委員の数は、1人とする。</p> <p style="text-align: center;">（平7条例41・追加）</p> |

(事務局の設置)

第4条 法第200条第2項の規定により、監査委員の事務を処理するため、監査委員事務局を置く。

(平7条例41・追加)

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、監査委員について必要な事項は、監査委員が協議して定める。

(平7条例41・旧第3条一改・繰下)

附 則

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 堺市監査委員に関する条例(昭和22年条例第11号)は、廃止する。

附 則(平成7年12月26日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

(事務局の設置)

第4条 法第200条第2項の規定により、監査委員の事務を処理するため、監査委員事務局を置く。

(平7条例41・追加)

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、監査委員について必要な事項は、監査委員が協議して定める。

(平7条例41・旧第3条一改・繰下)

附 則

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 堺市監査委員に関する条例(昭和22年条例第11号)は、廃止する。

附 則(平成7年12月26日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

平成 30 年第 3 回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表

平成 30 年 8 月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
Tel 072-233-1101
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市行政資料番号

1-B2-18-0087